

Durban Action Plan

ダーバン行動計画

第5回 世界公園会議
2003年9月8日 17日
南アフリカ、ダーバン

目次

はじめに	36
課題	36
結論 1 保護地域は地球の生物多様性の保全の達成に決定的な役割を果たしている.....	40
重要達成目標 1 保護地域の生物多様性の保全にはたす役割を向上させるための「生物多様性条約」にもとづいた行動.....	45
重要達成目標 2 生物多様性の保全のための世界遺産の役割を改良するための条約締約国の特定行動.....	47
結論 2 保護地域は持続可能な開発の実行における根本的な役割を果たしている.....	48
重要達成目標 3 保護地域が貧困を緩和し、かつ、貧困を悪化させないようにする行動.....	49
結論 3 周辺の陸や海の景観と連続したグローバルな保護地域システムの達成。.....	51
重要達成目標 4 世界中の生態系を代表する保護地域システムを 2010 年までに完成させる.....	52
重要達成目標 5 全ての保護地域を、2015 年までに、陸や海により広い生態学的あるいは環境的システムと結び付けること.....	52
結論 4 現地での保護地域管理の質、効率性、報告の改善.....	56
重要達成目標 6 2015 年までに、全ての保護地域において効果的管理が行われるものとする.....	57
重要達成目標 7 全ての保護地域は効果的な管理能力を持つこと.....	60
結論 5 自然資源や生物多様性の保全において、先住民や移動民族、地域共同体の権利が認められ、保証される.....	61
重要達成目標 8 現在及び将来の全ての保護地域は、先住民や移動民族、地域共同体の権利	

を十分に遵守して、管理、設定されるべきである	61
重要達成目標 9 保護地域は、先住民や地域共同体の権利や関心と調和した管理のもと、かれらによって選ばれた代表性を持つべきである	62
重要達成目標 10 2010 年までに、自由やインフォームドコンセントなしで保護地域に組み込まれた先住民の伝統的な土地や領域の返還への参加メカニズムが確立し、実行される	62
結論 6 若い世代の参加.....	65
重要達成目標 11 保護地域の運営と管理における若い世代の参加を広げ、全体として保護組織に貢献し、これらを拡大できるように彼らの能力向上のための措置をとる	66
結論 7 保護地域のための他の分野からのより大きなサポートを得る	67
重要達成目標 12 主要な利害関係者からのサポート	68
結論 8 伝統的、進歩的アプローチの保護のための潜在的価値を認識し、改善された統治	70
重要達成目標 13 全ての国において効果的な統治システムを実施	71
結論 9 保護地域の価値や必要性に見合った大幅な資金強化と確保.....	73
重要達成目標 14 2010 年までに、世界の代表的な保護地域システムを認識し、設立するために、また、毎年の運営コストに見合うような十分な資金を確保する.....	73
結論 10 保護地域の役割と利益に関する普及と教育の改善.....	76
アクションプランの実施.....	77

はじめに

第 5 回世界公園会議は、持続可能な開発と生物多様性分野における保護地域の役割と位置づけに関するターニングポイントとなった。「境界を越える利益」というテーマを掲げたことによって、会議への参加者は、保護地域が周辺の陸地や海、地域共同体や経済活動とは孤立したままであることができないということを認識した。最も重要なことは、参加者が、現在及び未来の社会全体にとって保護地域の重要性や価値を高め、この重要なテーマに伝ようと多くの人々と共にとりくもうと努めたことである。

1992 年にカラカスで開かれた第 4 回世界公園会議の後、多くの進展があった。

- ・ 保護地域が生物多様性条約を実行する上で重要な役割を果たすことが認識された。
- ・ 保護地域の数と地球の表面積に占める割合は、1992 年の 2 倍以上になり、現在は陸地面積全体の 12%にもなり、南極地域では厳正保護地域 10%が追加された。
- ・ 世界自然遺産及び複合遺産の数が 101 から 172 に増え、人と環境との関係性がより認識されるようになった。
- ・ 広域行動計画・国家行動計画が世界各地で制定された。
- ・ 管理の有効性を改良するための手法が開発された。
- ・ 先住民や地域共同体がますます保護地域に関与するようになっている。
- ・ 新しい統治の形態が模索され、自然保護のための伝統的な統治が再発見されている。
- ・ 伝統的価値と自然保護についての他の知識が認められた。
- ・ 京都議定書が今にも発効しようとしている。
- ・ 保護地域が国際的な国境を横断して上手く結び付けられている。とくに、注目すべきケースとしてはそれが平和に重要な貢献をしている。
- ・ 保護地域が生態学的ネットワークやコリドーを通じて、主要な広域的保全策と結び付けられている。

課題

私たちは多くの難題に直面している。主なものとして、

- ・ 持続可能な利用と自然資源の管理について開発の調和をとる必要がある。
- ・ 貧困水準の増加は自然資源の困窮につながる。
- ・ 地球規模の気候変動は世界の保護地域の危機となり、すでに種や生息地に影響を与え、景観や生態系の危機となっている。世界は急速にかつ劇的に温暖化ガスの排出を削減するとともに、他方で、回復力を高めるための生態系管理をしなければならない。

- ・世界の生態系を代表するような保護地域の世界的システムは完全なものではなく、多くの大きなギャップが存在する。
- ・他にかげがえがなく、かつ、危機にさらされている世界の保護地域システムにおける大きなギャップを埋めることのような優先順位が高く設定されていない。
- ・淡水や公海のようなほとんど保護されていない生態系がある。
- ・種や生息地や景観、自然システム、自然のプロセスそしてそれらに基づく文化的多様性への損害が生じている。
- ・保護地域に栄養を与える淡水の流れや水質が、流路、ダム、その他の障害物、農業用水、汚染などの要因で低下している。
- ・野生動植物やそれらの加工産物の需要増加が、保護地域内の希少種、絶滅危惧種の存在を脅かしている。
- ・侵略的外来種が、固有種に対してますます悪影響を及ぼしつつある。
- ・保護地域に対する政府出資の不足は世界共通のものであり、保全と社会的な目的の整合性が取れなくなっている。
- ・生物多様性に関連する部門に付けられた補助金や他の誤った財政措置、制度的な取り決め（他の指摘として生物多様性にとって重要な景観に影響をもたらす経済部門に向けられた補助の問題が指摘されている）が保護地域の損失と損害に貢献している。
- ・世界的な観点では、保護地域における専門的管理を確立するための資金が、実際にはその要求を果たしていない。特に発展途上国においてそうである。
- ・多くの保護地域が地図の上でのみ保護されており、効果的な保護や管理が欠けている。
- ・広域の保護地域の設立が、国家の管轄範囲や国際政治体制の権限の外にある（南極や公海など）。
- ・保護地域を維持するための費用と利益が公平に共有されていない。特に、社会がわずかな負担でより大きな利益を得ているのに対し、地域社会はしばしば高い負担に耐えわずかな利益しか受けていない。
- ・保護地域は境界を越えた開発計画、土地利用、他の資源管理のための意思決定システムとほとんど結び付けられていない。特に、国境を越えるような状況においては、政治的な境界を越えた施策の調和が求められる。
- ・持続可能な開発を達成するための保護地域の重要な役割に対する認識が低い。むしろ、多くの重要な利害関係者は保護地域を彼らの活動や将来への障害と見ている。
- ・多くの保護地域は互いに孤立していて、保護地域の外側との生態学的な結びつきは法的裏付けを持っていない。
- ・HIV/AIDS の流行は、多くの発展途上国において保護地域の発展や生物多様性の保全を深刻に後退させた。
- ・先住民、地域社会、若者、少数民族、女性、その他の利害関係を有する市民が、保護地域の指定と管理に十分に関与していない。

・保護地域はしばしば目的や価値や原則を共有することなしに統治されている。

効果的に管理され、生態学的な代表性を持った保護地域の世界的なネットワークをつくら
ない限り、社会に対する多くの利益が失われ、貧困を緩和する機会を減らし、未来の世代
の遺産を少なくしている。過去、保護地域の関係者は利害関係を持つ人々との十分な提携
をしてこなかった。私たちは、新たな成果と崇高な目標を達成するため、より広いコミュ
ニティーと共に連携していかなければならない。

「ダーバン宣言：人々と地球との保護地域に関する世界宣言」は保護地域に関心を持つ人々、
関連を持つ全ての人に対して行動を呼びかけたものである。このビジョンを実現するため、
地球規模、地域規模、国家規模、地方規模で利害関係者と行動を共にするものでなければ
ならない。宣言の実践を確実なものとするために、明確な目標を立て、進捗状況を監視し、
報告を行うことが重要である。IUCN のリーダーシップ特に世界保護地域委員会のメンバー
のリーダーシップが不可欠である。

この「ダーバン宣言」と「ダーバン行動計画」は、会議に参加したか否かを問わず、保護
地域に影響を及ぼす活動に関与するすべての人々に対して提出されたものである。これは、
全ての国家や保護地域に向けられた精密な計画書ではなく、地方や国家、地域ごとの手法
の違いが認められ、また第 5 回世界公園会議の参加者が公的な義務を負うものではない。
これは社会に対する保護地域の利益の増進に必要な活動と保護地域の範囲と管理の改善の
ためのチェックリストを提案したものである。また、不動の文章ではなく、問題を注目し、
解決し、行動をとるために必要な多くの課題を挙げたものである。

行動は以下のカテゴリーに分類される。

国際的行動：国連の各機構や条約を通じて国際政治の場で行われる行動

広域的行動：様々な地域条約や協定を通じて多国間の場で行われる行動

国家的行動：州政府や他の利害関係者によって行われる行動

地域的行動：権限を委譲された管理者や市民社会によって行われる行動

保護地域当局の行動：関係機関と共に、保護地域当局や省庁、全ての組織によって行われ
る行動

これらのどの行動においても、行政、司法、民間部門、寄託者、地域共同体、市民社会、
企業など、多種の利害関係のにおけるのパートナーシップと協力が必要でとなるであろう。

これらに加えて、IUCN の**特定組織が主導する行動**または、IUCN の**特定組織が調整する行動**

が設定され、これらは IUCN が指名した組織が主に活動している。2004 年の世界自然保護会議で検討され、「保護地域のための行動計画」や組織の活動として承認されるまでは、これらの行動は世界公園会議の参加者から提案された行動案である。より詳細な実行計画は、IUCN の理事会や委員会、メンバーの承認が必要となるだろう。これらの計画は、協力すべきパートナーの選定や保護地域に関係する経済、土地利用、商業の計画の推進のための配慮をする必要があるだろう。

重要達成目標 (key Target) は、この行動計画の高い水準での検査や報告進展の基本として設定される。世界自然保護会議によって最終的に承認される実施計画は目標の達成度を測定するための指標と道標を特定する必要がある。

世界公園会議の参加者によって採択された**勧告 (Recommendations)**はこの行動計画の付属書として、必要に応じて相互に参照される。

これらの**行動計画**は、会議の中で焦点をあてられた重要な**結論 (outcomes)**として取り決められた。

まず第一番目に、保護地域は、持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) の計画における持続可能な開発に関するグローバルアジェンダ、ミレニアム開発宣言 (Millennium Development Declaration)、また 2004 年の生物多様性条約締約国会議の会合に関連した生物多様性の保全に重要な貢献をする必要がある。

このため、公園会議では以下の成果が求められた。

- 1、保護地域は地球上の生物多様性の保全の達成に決定的な役割を果たしている。
- 2、保護地域は持続可能な開発の実行における根本的な役割を果たしている。

また、公園会議から 6 つの課題と行動が提起された

- 3、保護地域と周辺の陸や海の景観とがリンクした地球的システムの達成。
- 4、各地での保護地域管理の質、有効、現状把握の向上。
- 5、自然資源や生物多様性の保全において先住民や移動民族、地域共同体の権利が認められ、保証される。
- 6、若い世代の支援の達成。
- 7、保護地域に対する他の支持者からのいっそうの支援の達成。
- 8、自然保護に対して大きな可能性のある価値を持った伝統的な形式と革新的な施策を認

める統治の形式の改良と実行。

9、保護地域に対するいっそうの資金増加とそれに比例した価値や需要の確保。

最終的に、ダーバン宣言における強調点として、最終セクションではこう述べている。

10、保護地域の役割と利益に関する普及と教育を向上させる。

結論 1 保護地域は地球の生物多様性の保全の達成に決定的な役割を果たしている

保護地域が生物地理学的特徴を完全に代表させるようにするには、地球上の保護地域システムにおいて、希少性が高く、かつ、危機的状況にある地域を新しい保護地域とする他、現存の保護地域をより効果的にするなどのギャップを埋めることを特に強調する必要がある。

生物多様性条約は、保護地域と生態学的ネットワークの確立を通じて、本来の生息生育域内での生物多様性の保全の重要性を認めている。締約国会議や科学技術諮問機関(SBSTTA)は保護地域を前進させるための重要なフォーラムである。2004年の次のCOP7は特に重要で、保護地域テーマとなるため、参加国は、公園会議で出された『生物多様性条約へのメッセージ』や以下の提案を考慮するよう求める。

生物多様性の経済的、文化的、内在的、審美的そして精神的な価値は全ての人々に認識されている。もしこの課題を緊急的な問題として取り組まなければ、生物多様性の喪失割合の増加は、未来の人類世代の生活の質(quality of life)をひどく損なうことになるだろう。

例えば人間によって引き起こされている生息地の損失や侵略的外来種の拡大など急速に進行しつつある変化が、生物多様性を衰退させ続け、気候変動により種の生息域が変化を迫られている。

公園会議の新たな分析によれば、地球上の保護地域ネットワークの完成にはまだ程遠く、絶滅のおそれのある種や世界的な重要地域、生息地、生物地理区系界と保護地域システムがカバーする範囲との間に重大なギャップがあることが示された。

これらのギャップや変化に対し、好適な生息地どうしの連続性を確保する一方で、現存の

保護地域の拡大と新たな保護地域を戦略的に設立することが求められている。

生物多様性の損失割合の削減は、世界の全ての生物学的地域において、包括的で、生態学的・生物学的に信頼ができ、代表性を持ち、効果的に管理された保護地域システムを通じて達成されうる。絶滅危惧種、とくに IUCN のレッドリストに記載された種はこれらの保護地域のネットワークの中で効果的に保全されなければならない。

生物多様性条約の第 6 回締約国会議で承認され、ハーグ閣僚宣言で再び声明として出され、2002 年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で世界のリーダー達に確認された達成目標である「2010 年までに生物多様性の現在の損失の割合を大きく削減する」(決議 /26) は今も有効である。

生物多様性条約第 6 回締約国会議は、「2010 年までに地球規模、地域規模、国家的規模で、現在の生物多様性の減少の割合を大きく減らし、貧困の緩和、地球上の全ての生物への利益に貢献する」という大きな目標を立てた。この目標はヨハネスブルク実施計画で繰り返された。持続可能な開発のための世界首脳会議(WSSD)では、より詳細に、2012 年までの海洋保護地域の代表的ネットワークを創造し、2010 年までの目標達成と持続可能な開発への貢献における保護地域の重要な役割を確認している。

WSSD の実施計画では、「生物多様性は持続可能な開発と貧困の緩和全体に重要な役割を演じる」とされ、「生物多様性は人間活動により、これまでにない割合で減少しつつある」とされている。保護地域システムは、多様な生態系がもたらす環境サービスの維持を確実にするだろう。

生物多様性は地球上に均等に区分するものではない。生物多様性の減少割合の削減のための保護地域の効果的なネットワークは、生息地、生態系、生態学的プロセスの全てのレベルにおいて適切な理解に基づくべきである。体系的な保全計画や意思決定を支援するツールが、そのような理解に基づく保護の目標として設定されるようになるべきであろう。

世界保護地域データベース(WDPA)は、政府や市民社会が包括的な保護地域ネットワークを構築しようと試みる際の基礎となるツールである。このデータベースは、世界の自然保護 NGO や関係機関を含む世界保護地域データベースの支援と援助を受けて UNEP 自然保護モニタリングセンター(UNEP-WCMC)によって管理されている。データベースの重要性は、今回の WPC の際に WDPA 協会の支援をうけて、IUCN と UNEP の間で調印された覚書の実行、2003 年の UNEP 管理理事会の決定に反映されている。

生物の多様性に関する条約(CBD)、移動性動物の保護に関する条約(CMS)、ワシントン条約(CITES)、世界遺産条約、ラムサール条約、などの多国間条約のほか多くの地域協定は、全ての国家にとって生物多様性の保護の重要を優先度の高いものとして認識している。

これらの点を踏まえ、包括的な保護地域システムの確立に関するワークショップの参加者は、国は、保護地域の範囲を最大化し、代表的な生物多様性を確保するため生物多様性に基づいた目標を設定すべきである。特に保護地域における危機的状況にある生物多様性の構成要素を考慮すべきであるということを結論付けた。

IUCN が策定した保護地域カテゴリーに基づいた保護地域関係の条約体制に加え、共同体保護地域、共同体管理地域、民間あるいは先住民保護地域などを含めた保護地域を拡大するという活動も必要とされている。

生物多様性保全と経済開発を両立させなければならない保護地域に対しては、適切な財政的支援を行わなければならない。しかし、生物多様性の高い多くの国は財政が不十分で貧困の緩和が緊急課題とされているため困難に直面している。それゆえ多くの国は、包括的・効果的保護地域システムの創設あるいは効果的な管理に関して国家的世界的関心がなければ妥協をしてしまう。

1. 2012 年までに全ての生物地理学的特徴を代表し、生物多様性を最大化する包括的保護地域ネットワークの最大化と持続に取り組むとともに、特に、危機的状況にあり保護対象となっていない生態系と世界的に絶滅のおそれのある種として IUCN の基準で分類されている種に注目するよう政府や非政府組織や地域社会に促す。

a. 全ての世界的な絶滅のおそれのある種は本来の生息生育地において効果的に保全されるよう、以下の直接的な目標を設定する。

世界的に見て一つの限られた範囲に生育生息する、絶滅寸前種及び絶滅危惧種はすべて 2006 年までに本来的な生息生育域において効果的に保全されること、
その他のすべての絶滅寸前種及び絶滅危惧種も、2008 年までには本来的な生育生息域において効果的に保全されること
その他の世界の絶滅のおそれのある種は、2010 年までに十分に保存されること
国際的に重要な個体群を支える地域や、狭い範囲に生息する種の生息地を、2010 年までに十分に保全すること。

b. 以下の直接的な目標にあわせ、全ての陸上、淡水、海洋の代表的な生態系を持つ保護地域において効果的に保全すること、

2006 年までに、生態系を分類しその状態を評価する世界的な共通のフレームワー

クを構築すること、

2008年までに、それぞれのタイプの生態系について数値目標が立てられること、
危機的状況にあるかまたは十分に保護の対象とされていない全ての代表性を持つ
生態系を2010年までに保全すること、
保護地域内及び周辺の生物多様性や生物多様性に影響を与える重要な生態学的
プロセスの変化を特定し、管理すること。

- c. 現在の保護地域システムにおけるギャップを特定し、種、生息地、生態学的プロセスに関する情報を利用した体系的な保全計画ツールによって、国レベルでの新しい保護地の選定を支援すること。
 - d. 生息地の広い種や移動性の種の保全と生態系サービスを維持できる広い保護地域ネットワークを計画し、拡張するため、陸・海の景観に関する広域的な計画は、地域が認識する地図に配慮し、そのゾーニングや管理計画を尊重しなければならない。
 - e. 2006年までに世界的に重要な生物群集を育み、生態系サービスやプロセスを提供する大面積の原生的な生態系をカバーする保護地域システムをすること。
 - f. 2012年までに生物多様性条約勧告 の2で提案されている、“総合的流域管理によって、包括的で、適切で、代表的な陸水生態系”を維持するための淡水生態系の保護地域の領域を2012年までに増加させる。
 - g. 2012年までにWSSDの実施計画で述べられていた、代表性を有する海洋保護地域ネットワークを創造する
2. 代表的な保護地域ネットワークを設立し、第7回締約国会議において保護地域に関する法的メカニズムと活動を強化するプログラムを採用することによって、上記で言及した目標の達成を可能にするよう、生物多様性条約への働きかけを促進する。この活動プログラムを支援するため、生物多様性条約の20条と8条の(m)項に従い、目標の達成の進捗状況を図るための効果的なメカニズムとそのようなネットワークを支援するための適切な財政支援を確保する。
 3. 政府、地方当局、資金提供者、開発援助機関、民間セクター、その他利害関係者に、既存の保護地域の効果的な管理と地球保護地域ネットワークの戦略的拡大への財政的支援を求める。一方で、それが適切であれば、人々の機会を負担するための適切なステップをすすめる。

4. 民間セクターに対して前述目標の達成を脅かし、妥協し、反することのないよう最善の実践を採用するとともに生態学的、生物学的に包括的で信頼性があり、代表的な保護地域の確立への支援を行うよう求める。
5. 国境による保護地域の分断、土地や資源の所有や権利の複雑さといった様々な条件のもと、全ての関係者を生物多様性と生態学的プロセスの効果的な保全に関らせるような革新的な計画と法制度を開発し実行すること。
6. 包括的保護地域システムの確立に向けた活動、先住民の権利、利益、意欲、先住民の自らの社会や文化を保持するために必要であり、保護されている彼らの土地、領域、資源に対する要求を考慮に入れることを確実にする。
7. 保護地域ネットワークの拡大を促進するため、保護地域の社会経済的・文化的利益を奨励する。
8. 上記の目標を達成するため、保護体制を強化し、各国の保全義務を実行するための国内法制度を承認するために、政府に、例えば世界遺産条約やラムサール条約といった国際的な枠組みを利用するよう促すこと。
9. 国境をまたがって存在する世界遺産や保護地域の枠組みのため、大規模で多数の国が関係している一連の世界遺産ルートとして、地形学や自然文化現象の推薦を奨励する。
10. 世界の保護地域データベースの維持と管理に責任を持つ組織グループに対して、データベースの質の向上させ、より入手しやすく、また利用しやすいものとなるように要求する。
11. 全ての政府に WDPA 情報の定期的な更新をするよう求めていくことを生物多様性条約締約国に促す。

保護地域は、生物多様性条約の 3 つの目的の達成のための重要な要素としてはっきりと認識されているが、持続可能な開発を実現するための重要な基礎として完成されるべきである。それゆえ、第 7 回締約国会議の焦点は、保護地域に置かれ、重要で国際的に合意された達成目標の実行、さらには、締約国会議で設定された 2010 年の達成目標の実行に必要な行動をとる重要な機会を提供している。

重要達成目標 1 保護地域の生物多様性の保全にはたす役割を向上させるための「生物多様性条約」にもとづいた行動

国際的行動

世界公園会議は、「持続可能な開発のための世界首脳会議(WSSD)」や生物多様性条約の締約国会議で承認された「2010年までに生物多様性の損失を著しく減少させる」という目標の達成に貢献するため、生物多様性条約締約国に以下の行動に配慮するよう呼びかける。

- ・世界的に代表性を持ち、効果的に管理された保護地域システムの確立。
- ・先住民や移動民族や地域社会が保護地域の確立・管理に十分に参加するよう確保し、その地域から得られる利益を共有することを保証する。
- ・2005年までに人材育成に関する強力で、包括的で持続可能な実行支援メカニズムを含んだ計画を実行する。
- ・公園会議においては、効果的な地球保護地域システムの確立と管理のために25億ドルの追加的定期的支援が必要であることが特定されたことに注目し、WSSDが呼びかけている2010年までの目標を達成するために、新規あるいは追加の財政を発展途上国に提供する。
- ・GEFに次期増資においては、保護地域への財政の実質的な増加を要求する。
- ・地域共同体保全地域、先住民保全地域、民間保全地域といった保護地域の統治施策の多様性を認め、この多様性を支援することを締約国に促す。
- ・法令、意思決定への参加、説明責任のメカニズム、問題解決のための公平な議論の場や手続きといった政治の原則を検討する。
- ・保護地域システムの効果的管理や周辺の陸上・海の景観における生物資源の持続可能な利用の支援となるような環境を作るための政策変更を特定し実行する。
- ・地域での活動と同様に、生物多様性条約と世界遺産条約やワシントン条約、ラムサール条約やボン条約などの条約との間の相乗効果を促進する。
- ・IUCN保護地域カテゴリーシステムを、環境の持続可能性に関するミレニアム開発目標を含む保護地域管理の評価・報告の促進、また、その基盤となる基順や指標を開発する際の基本的な用語とする。
- ・2008年国別報告の作成プロセスに、管理の有効性に関する情報をふくめ、事務局がこの情報を配布することを求める。
- ・2010年までに全体の10%の保護地域において、管理の有効性に対する評価制度を採用する。
- ・世界保護地域データベースを毎年更新することを通じて、保護地域の完全で、正確で、適時の報告書を提供するよう締約国に求める。

- ・南極海のような国家主権の外にある海洋保護地域の設立のための行動をとる。

したがって、公園会議は、締約国に以下のことを呼びかける。

- ・2010年目標に向けた貢献の一貫として、公園会議で識別された必要性に応えるための保護地域に関する厳格な活動プログラムの採用。
- ・活動プログラム実行のための強力な政治的関与、活動プログラムのモニタリングと評価のための効果的な手法の確立。
- ・活動プログラム評価の結果、活動が不十分である場合には、厳格な手法の採用を熟慮すること、保護地域が2010年目標に向けて最も効果的に貢献できることを保証すること。

広域的行動

- ・たとえば、国境を越えた保護地域や中米生物回廊のような多国間の生物コリドープログラムなどの協調的な試みを含め、それぞれの大陸で代表性を持つための保護地域の面積を管理状態を確保することが提案された生物多様性条約活動プログラムを実行するための広域行動計画。
- ・二カ国以上を流れる河川統合的河川流域管理プログラムの、保護地域システムへの統合
- ・世界遺産候補地の暫定リストの地域的調整
- ・環境保全に関する地域協定（例えば自然及び自然資源の保全に関するアフリカ条約）との協力
- ・国境を越えた自然保護活動の発展を支援するネットワークの形成

国家・地域的行動

- ・生物多様性条約締約国ならびに他の国家は生物多様性条約活動プログラムの実行と目標達成への進展を監視する施策を開発する。
- ・生物多様性にむけた国家・地方計画は、生物多様性条約の3つの目標の達成に対する保護地域の役割の認識と進展状況を測るための達成目標を含める。
- ・生物多様性を高め、増加させる地方の活動や資源を特定する。

保護地域管理当局の行動

- ・保護地域当局は、CBD活動プログラムに基づいた施策を実行し、その経験を共有する。

生物多様性の保全に関して IUCN が主導している行動

行動：IUCN は、締約国会議や科学技術諮問委員会(SBSTTA)、生物多様性条約第 8 条の執行事務局、条約のもとでの活動プログラムの開発・実行といった、生物多様性条約への支援・政策提言を行う。主担当：IUCN-CBD 事務局

行動：IUCN の専門的意見によって、保護地域の範囲、設立、管理、達成のモニタリングという保護地域に関するガイダンスが開発され提供された。主担当：保護地域プログラム事務局と SSC（種の保存委員会）

行動：IUCN は生物多様性条約締約国の行動プログラムの実行を支援する。主担当：IUCN 地域事務局と WCPA 地域委員会

行動：IUCN は国境を越える保護地域の地球規模での確立を支援している。主担当：保護地域プログラム事務局、世界保護地域委員会「国境を越える保護地域」タスクフォース

行動：IUCN は世界遺産委員会やユネスコ世界遺産センターの残されたの世界遺産候補地に関する知見の拡充を技術的に支援している。主担当：IUCN 世界遺産プログラムと世界保護地域委員会

行動：IUCN の専門的意見によって、世界危機遺産リストの作成とその順応的モニタリングのメカニズムとガイドラインが改良され発展された。主担当：IUCN 世界遺産プログラム、環境法委員会、世界保護地域委員会

行動：IUCN は世界遺産の地域の識別、評価、管理、監視など全ての観点において助言し、専門的意見を出している。主担当：IUCN 世界遺産プログラム、WCPA、IUCN 地域事務局や国内委員会、IUCN コミッション

行動：IUCN 世界保護地域委員会は、この勧告の目標達成のための国家指針となる保全計画タスクフォースを設立した。

行動：IUCN は国際条約や議定書を理解し、実行するための広域・地域組織の強化を行う。

重要達成目標 2 生物多様性の保全のための世界遺産の役割を改良するための条約締約国の特定行動

世界遺産条約は顕著で普遍的な価値を有する文化的自然的遺産を保護する条約で、世界遺産リストには、149 の自然遺産、592 の文化遺産、23 の複合遺産を含んでいる。

世界遺産リストがすべての潜在的な自然遺産を含むようにするためには、残された候補地の識別やリストへの推薦が求められる。一方では、人材配置や効果的管理、特に危機にある世界遺産地域やその候補地、資金配分の優先順位、外部からの幅広い支援、鉱物・石油・天然ガスの採鉱や採掘の中止などに関しては国際的な論争が続いている。

国際的行動

2004年の世界遺産委員会は、達成すべき項目の優先順位を与えている。

- ・ 顕著で普遍的価値を持つ陸上・淡水・海洋のバイオームをふくむ、世界の自然遺産候補の情報の完成。
- ・ 全ての自然遺産・複合遺産の保護に必要な費用の評価。
- ・ 自然遺産や複合遺産の指定や効果的管理、人材育成、組織強化のための技術的財政的支援を含む、発展途上国支援のための国際協力。
- ・ 他の生物多様性や保護地域を扱った条約、特に生物多様性条約やラムサール条約とのより良い国際的、広域的、国内的、地方的協働と統合、資金や技術支援に注目する。
- ・ 世界危機遺産リストとそのモニタリングのためのメカニズムとガイドラインの開発と改良。
- ・ 世界遺産管理者に対する世界的な教育戦略の開発。
- ・ 世界遺産候補地の評価の完成。
- ・ 地球規模の地形学的自然文化現象を国境を横断して存在する世界遺産（保護地域）枠組みの一環として、大規模で多数の国にまたがる1つの世界遺産シリーズとして指定することを奨励する。

国家・地域的行動

- ・ 世界遺産の保護に関する特別な国家政策や法制度の準備。
- ・ 世界遺産に関する教育と啓発。

保護地域当局の行動

- ・ 世界遺産管理者は必要な技術と管理の有効性を向上につとめること。
- ・ 地域共同体の利益のための、政府と民間と共同体の間のパートナーシップを確立する。

結論 2 保護地域は持続可能な開発の実行における根本的な役割を果たしてい

る

保護地域は、1992年リオで開かれた地球サミットおよび2002年ヨハネスブルクで開かれた持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で同意された広範な環境、社会、経済アジェンダの重要な要素であるということがより広く認知される必要がある。貧困の緩和はおそらく最大の課題である。特に発展途上国にあり、最低限の健康や教育や他のサービスを受けている先住民や貧しい農村社会に程近い多くの保護地域は貧困解消に重要な貢献ができる。人類の福祉の向上は、具体的にも抽象的にも特定の地域や地方の状況に最も上手く合せた手法を用いて、効果的な保護とも並行して進めていかなければならない。地方から国家や広域レベルへの行動規模の拡大は、貧困を緩和するとともにより低コストでより大きな社会的利益をもたらす可能性がある。

重要達成目標 3 保護地域が貧困を緩和し、かつ、貧困を悪化させないようにする行動

国際的行動

- ・ 国際的行動は、国連ミレニアム開発目標や WSSD の達成目標、特に貧困の緩和と生物多様性の損失防止を同時に達成することに焦点を当てるべきである。
- ・ 世界遺産やラムサール登録湿地を含む、保護地域が、持続可能な開発の社会的、経済的、環境的要素に重要な役割を持ち、リーダーシップと財政支援を通じて、この 3 点を統合し、相互補強する手法を産み出す形式的役割があることを認識する。特に、流域管理、森林の回復、安全な飲料水の提供、海岸から海洋にかけての海洋資源総合管理における保護地域の役割に対するいっそうの認識が必要である。
- ・ 持続可能な開発に保護地域が果たす経済的価値を把握する手法の開発。
- ・ 国連ミレニアム開発目標のデリバリーメカニズムの設計、特に国連ミレニアムプロジェクトのタスクフォースを通じて、全てのレベルで、生物学的に重要な地域の管理と開発の総合のための強固な枠組みを確保する。
- ・ 「新千年紀にむけてのアフリカ保護地域に関するダーバンコンセンサス (Durban Consensus on African Protected Areas for the New Millennium)」の実行を通じて、アフリカ開発の新パートナーシップ (NEPAD) の環境活動を支援する。
- ・ 保護地域が貢献し、WSSD によって宣言された統合的水資源管理計画の要求を満たす手法の探求。

国家・地域的行動

- ・ 全ての国は、国家・地方計画の枠組みや行動プログラムの中で、持続可能性に基づいた生産・消費様式への変更を通じて、貧困の増加を回避し、貧困の解消を手助けする保護地域のスキームを開発し、それを社会や経済発展のための自然資源の保護と管理のため

めに利用する。特定行動は、水・食料の供給といった環境サービスに対するより広範囲な負担を含め、費用対効果に基づき、安全な飲料水の持続可能な供給についての保護地域が担うことのできる役割に焦点を当てたものであるべきである。

- ・全ての国は、保護地域から利益を得るような持続可能な開発を達成するための経済手法の開発を行う。
- ・全ての国は、経済活動、社会福祉、環境から得られる財やサービスに対する保護地域の総合的価値を認識するための方法を導入する。
- ・基礎的な貢献のために、貧困緩和戦略プロセスに、生態学的に代表性のある保護地域のネットワークの準備を定期的に含める。
- ・事前のインフォームドコンセントなしの、地域共同体や先住民の強制移住や移動民族の非自発的定住を厳格に除去する。
- ・広域的国家的な持続可能な開発プログラムの重要な要素となる保護地域において、政府は、企業、保護地域に関連する省庁、ボランティア部門と協働し、持続可能な発展のための分野横断的手法を開発する。
- ・生物資源をめぐる衝突というよりむしろ生物多様性の保全を補完するような貧困の緩和や地域社会の発展という視点から、政府は、保護地域管理者（あるいは政府、地域共同体、先住民、民間）の人材育成や保護地域の役割を支援する資金援助などの多分野手法を採用する。
- ・HIV/AIDS に影響を受けている全ての国は、その流行が非持続可能な自然資源の利用を加速させることを認識し、地域共同体の成員に対して持続可能な自然資源に基づく事業を含めた代替案を促進すべきである。
- ・国々は、文化的な貧困化を含め、貧困化を促進する保全活動を避ける。

保護地域当局の行動

- ・洪水早魃、海域・淡水域の汚染といった災害の緩和、雇用の創出、地域社会への収益、再生可能な資源の生態学的に持続可能な利用への刺激、活動への参加を通じた地域共同体の権限付与に関する保護地域の役割を考慮した戦略や行動の開発。
- ・持続可能性のさまたげとなるあるいはその推奨に採用される、土地所有、財政、民間部門への投資、組織配置を含む全ての政策の再検討。これには法体系の再検討や保護地域分類の再検討も含まれる。

持続可能な開発に関して IUCN が主導する行動

行動： 貧困緩和のコストの低下に果たす保護地域の役割に関する最善の実践、特に水資源管理や人と野生生物の衝突に関連した実践の開発と普及。

主担当： WCPA（世界保護地域委員会）/CEESP（環境経済社会政策委員会）のテーマ「先住民

と地方共同体、公平性と保護地域」(TILCEPA)および CEESP のテーマ「持続可能な生活様式」

行動：洪水や旱魃など災害防止を通して貧困を緩和する保護地域の貢献に向けたプログラムの開発。地域社会が参加した環境的に持続可能なツーリズムの推進。自然エネルギー資源の利用。

主担当：WCPA のテーマ「公平と人々」、CEESP のテーマ「環境と安全」、「持続可能な生活様式」。

行動：最近完成した IUCN 保護地域管理カテゴリー（景観保護地域）を補完するカテゴリー（資源保護地域）に関するガイドラインの開発と推進。

主担当：WCPA「カテゴリー」タスクフォース

行動：生態学的により持続可能な生産や消費のために保護地域を利用する。

- ・生態系の限界や保護地域内外での様々な活動に関する環境収容力を科学的伝統的知識の適用を通じて特定する。
- ・生産や消費にかかるコストの内部化とその効果を測定するための方法論の開発。
- ・地域管理の変化に応じた政策、活動の統合。

主担当：IUCN 事務局

行動：経済や社会発展の基盤となる自然資源の保護と管理。

- ・保護地域の境界を超えた領域を含め、適切な範囲における資源管理の開発。
- ・保護地域の総合的な社会的価値を評価するための手法の導入。
- ・環境的に持続可能な利用や自然資源の管理における伝統的な知識やその他の知識の利用。特に、農業、林業、漁業、ツーリズム、非再生鉱物資源に焦点を当てた特別な行動。
- ・生物多様性の損失に対して明確な目標を持ったプログラムの開発。
- ・地球温暖化防止に貢献するように工夫された行動。
- ・資源管理についての科学的理解の促進、予防原則の適用を含めたリスクアセスメント手法の開発。
- ・人と野生生物との間の衝突に着目したプログラムや資金メカニズムの開発と実行。

主担当：IUCN 事務局

結論 3 周辺陸や海の景観と連続したグローバルな保護地域システムの達成。

生物多様性の保護は孤立した単独の保護地域では維持できない。多くの保護地域システムや種が、公式の保護なしに人類の開発にさらされ、環境を部分的に変容させられている。多くの保護地域や種は国境をまたいで存在し、異なる法体系と統治の下にある。

現在、地球規模で見ると陸地面積の 12%、海洋面積の 1%未満が保護地域とされている。これは世界中の政府による重要な成果である。生物多様性条約、ラムサール条約、ボン条約、世界遺産条約のもと新しい活動が世界規模で行われており、広域的にあるいはそれぞれ多くの国で特定の条約や行動プログラムが行われている。にもかかわらず、多くの種と重要な生態系のシステムの間のギャップがまだまだ存在し、多くの保護地域は効果的な実効がなく、十分な法的裏づけ、政策的支援を欠いたままである。海洋保護地域に関する行動には、高い優先順位が与えられるべきである。以前の公園会議よりもいっそう、領海や公海にまたがる海洋保護地域の拡大を推し進める必要がある。海洋のわずか 0.5%しか保護されていないということは、海洋地域に対する私たちの関心が不十分だったということの証となるだろう。しかし、海洋保護地域の要求は、世界的な漁業の衰退と環境破壊によって、生態系の構造や機能の破壊や混乱が引き起こされているという事実裏付けられている。さらに、地球規模の気候変動とそのプロセスは保護地域の特性を改変し、保護地域を不十分なものにし、補完的代替的保護地域の指定、反故地域の延長や移動等のデザインを含め順応的管理行動の領域を必要とするだろう。世界中の「社会 生態系」を代表する保護地域システムは、個々の構成物（生態系に依存している種、生息地、景観）を保護するためには生態系レベルの保護が重要であるという基礎に基づいて、重要な達成目標として準備されている。体系的、科学的アプローチは、空間的な単位（「社会 生態系」、エコリージョン、バイオリージョン）の定義と、希少性、希少価値性、脆弱性、危機性をふくめた重要な要素を認識する必要がある。

重要達成目標 4 世界中の生態系を代表する保護地域システムを 2010 年までに完成させる

かつて、保護地域は、しばしば「保護された孤島」であり、その周辺の地域は「荒廃の海」とみなされていた。保護地域の多くは周辺環境から切り離され、その周囲で土地利用、経済活動がおこなわれている。種の分散や栄養塩やその他の物質循環はこのような境界の中には収まらない。保護地域を周辺の陸や海の景観や広範な生態系の自然的プロセスの一部として結びつける新しいアプローチが確立される必要がある。保護地域の外側で行われる関連する保護手法も包括した景観スケールでの自然保護や生態学的ネットワークやコリドーの実現がますます必要となる。境界を越える保護を拡大するために、ネットワークの概念から出発し、保護地域と同様に重要な文化と自然の環境マトリックスや環境政策を主流の制作とし、関係する政策と結びつけて行く事が必要である。これらの手法の成功事例は、地域規模、国家規模で世界中に存在しており、現存の保護地域を改良し、新しい連携を構築するための良い実践モデルとして保護地域域局や他の利害関係者に利用されうる。

重要達成目標 5 全ての保護地域を、2015 年までに、陸や海のみより広い生態学的あるいは

環境的システムと結び付けること

国際的行動

- ・ 生息域内での種の保存や生息地の保全のための既存の機会を十分に考慮した保護地域システムを設計する。統合的手法を促進し、可能な限り陸や海岸、海洋の間の連続性を奨励し、その試みに関係する全ての利害関係者の重要性を認識する。
- ・ 政府間の行動としては、十分に代表されておらず高い危機に直面している種や生息地に焦点を当て、また、種や生息地が担う生態系機能の重要性の観点から、全ての大陸、海洋で、高い生物多様性の状態にかわる保護地域を確立する。世界遺産条約や生物多様性条約ジャカルタ宣言や国連海洋法条約、国連公海漁業協定といった政府間宣言、条約、協定や他の国境横断的な制度は利用され、関連付けられるべきである。淡水域、草原、熱帯乾燥林、地域海域、北極、公海といった生態系はいつその注意が求められる。(種の集団については特に下等植物、地衣類、菌類含めた植物、サメを含めた魚類に特に注意が求められる)
- ・ 伝統的に国境を越えて移住する移動民族のための連続的コリドーなど、国境によって隔てられてしまったコミュニティのための国境を越える保護地域の 신설と現在の促進。
- ・ 優先的事項の一つは、公海上の、地域漁業機関の国際協力の下で、各国の沿岸海域や排他的経済水域の保護地域と並行し補完するように結び付けられた保護地域など、連続し、調和し、一貫した保護地域管理システムを開発することである。
- ・ 世界遺産候補地の評価の完成
- ・ 保護地域に対する気候変動の影響を世界、広域、国家、地方レベルで評価し、温暖な世界の保護地域に関して、適切な配置や規模を特定する必要がある。
- ・ 保護地域周辺の人が住んでいる地域に、生物種が移動してきた際に生じるあるいは生じうる衝突に注目した、世界的、広域的、国家的、地方的な行動が必要である。
- ・ 保護地域の計画と管理において、人間社会の関心事や幅広い大型開発計画と保護地域管理との関連を調整する。

広域的行動

- ・ 地域協定や地域規模の宣言を担当する当局は、2010年までに管轄地域を代表する保護地域システムを承認し、確立する。バイオリージョナルアプローチを行動の枠組みとして開発する必要がある。
- ・ 地域協定のない国々や国際環境協力のための枠組みを提供している国は、新たな宣言を正式に設定することを考慮すべきである。広域的な海域や流水域、山脈、共有された河川流域の境界を越える協力を優先すべきである。
- ・ 政府間行動では、国境を横断した連続の戦略や行動を進展させ、保護地域と周辺の陸や

海との連続性を発展させ、また、移動性動物種の生息地のネットワークのデザインを行うべきである。例えば、流水域やコリドー、山脈、沿岸域、排他的経済水域、大陸棚、公海、極地といった主な自然システム、そして、単独の保護地域では十分に守れない移動性動物の生息地に重点を置くべきである。

- ・ 国境を越える陸や海の保護地域が存在している国においては、補完的な目標や管理行動を達成するための、国際的、国内的な境界を横断した保護地域の連続性を優先すべきである。
- ・ 人と動物の衝突の課題に広いスケールで管理するために、その衝突を防ぎ、緩和するための教育や技術発展のためのフォーラムや支援メカニズムを確立する。
- ・ 保護地域管理のための政策調整や法制度を促進する地域的な統合行動を支援する。

国家・地域的行動

- ・ 国家による自然保護活動の再検討を奨励し、国家や広域の自然保護システムにおける革新的な統治形態と、伝統的な統治形態とを調整し、関係付けるための支援をする。
- ・ 国家当局は関係者、特に、保護地域の影響を受け、または、保護地域に関心をもつ先住民や地域共同体と共に、革新的・伝統的(慣習的)統治形態を含め国家による自然保護活動の再検討を実施し、それらを調和させる最善の手法を検討し、それらを応答的で持続的な全体的なシステムへと結びつける。
- ・ 国家あるいは準国家の保護地域に関する権限を持つ当局は、関係機関との議論に基づく生物地理学的な地域区分に基づく枠組みを持った保護地域の全体的計画を策定すべきである。これらの地域においては、保護地域システムのギャップ(生物多様性の豊かなホットスポットや生物地理区を代表する地域のギャップ)を2010年までに埋めるべきである。
- ・ 各当局は、保護地域の生態学的完全性が確保されるよう保護地域内及び周辺の劣化した生態学的プロセスを回復させるべきである。
- ・ 保護地域当局は、関係機関との議論において、環境、社会、文化、経済的結びつきを考慮し、既存の保護の展望を見通し、保護地域の境界の変更必要性を再検討すべきである。
- ・ 国連気候変動枠組み条約の下での国家的行動計画の調整によって、保護地域のための適応行動計画を確実なものにする。
- ・ 保護地域内部および境界におけるゾーニングの方法と、生態学的・社会的ネットワーク、コリドー、流域河川などによる保護地域の連携の手法を、保護地域当局と関連する機関との協議によって適切な規模で考慮すべきである。
- ・ 生物多様性の保全のためのスチュワードシップ活動に対する、地域共同体の参加を奨励する政策の枠組みやインセンティブ手法を採用する。
- ・ 移動民族による季節的・一時的な利用権を含み、移動経路(コリドー)を完全に保存し、保全目標達成のための可動的な利用に焦点をあてるなど、移動民族にとって特別な必要性

のある保護地域管理やコミュニティ保全地域管理を採用する。

保護地域システムの完成に関して IUCN が主導する行動

行動：世界遺産をふくめ保護地域のギャップ分析を基礎とする生物地理学的分析について合意を目指す。主担当：WCPA テーマ「グローバルシステムテーマ部会」

行動：保護地域の代表性、ギャップの特定、関連する当局への勧告の作成といった現在のシステムの検証における国際的、広域的、国家的な共同努力。とくに陸水、草原、地域的な海、公海、極地に関する特別な注意と、「植物保全のための世界戦略」の実行。主担当：WCPA「グローバルシステム部会」

行動：保護地域の確立、管理のための効果的な法的メカニズムの指針の作成、普及、および助言サービス。主担当：IUCN 環境法委員会

行動：新しい保護地域システムの確立、既存システムの改良のために、IUCN の保護地域管理カテゴリーの最大限の活用を奨励する。主担当：WCPA「効率的管理部会」

行動：1994 年の IUCN 保護地域管理カテゴリー指針を最新のものにし、システムの理解を促進するための人材形成プログラムを開発し、システムに対する影響に関する研究、モニタリングのプログラムを実行する。主担当：WCPA 保護地域カテゴリーに関する新しいタスクフォース

行動：保護地域の特定と管理のために、気候変動など主要な地変動の評価を行う。主担当：WCPA EEP プログラム

行動：南極の海洋保護地域確立のための IUCN の支援と貢献

保護地域の連続性に関して IUCN が主導する行動

行動：山脈から公海にいたる全ての流域など、国境を越えて様々な保護地域カテゴリーをまたいだネットワークやコリドーを用いた連続性のあるプログラムの開発の機会を作る。東アジアの渡りの移動経路にとって重要な地点、中継地点や重要な海洋資源が含まれるように確保する。主担当：WCPA 地域委員会、WCPA/CEESP/CEL の統治に関する新規タスクフォース

行動：世界の海洋保護地域の分布や面積、状態の情報を広く普及し、国際的な参加を奨励し、フィードバックさせるような公開の報告システムを開発する。主担当：世界の保護地域データベースに関するコンソーシアム、UNEP 世界自然保護モニタリングセンター

行動：保護地域を周辺の陸や海の景観と連続させる施策のいっそうの集積と、普及をおこなう。主担当：WCPA/CEM(生態系管理委員会) 共同作業班

行動：全ての大陸や海において国境を越える保護地域や平和公園の活動を確立する。主担当：WCPA 国境を越える保護地域タスクフォースによって支援される地域委員会

行動：生物多様性の目的の達成を制限している保護地域の境界線の調査を推奨する。主担当：WCPA 地域委員会

保護地域の分類に関して IUCN が主導する行動

行動：次の保護地域国連リストの編集に先立って、IUCN の保護地域管理カテゴリーに関係した、保護地域の検証のための新しい規則を確立する。主担当：WCPA の新たなタスクフォース

行動：海洋保護地域に関する報告を洗練するために、IUCN の現在の海洋保護地域の定義を再検討する。特に、潮下帯を含まない海岸や潮間帯の保護地域を海洋保護地域からの除外することを検討する。これは次の IUCN 総会で審議される。

行動：IUCN カテゴリーで分類が確立していない保護地域データベースの更新（例：狩猟鳥獣保護区、地域共同体保護地域（CCA））

結論 4 現地での保護地域管理の質、効率性、報告の改善

地球保護地域システムは未完成、不十分で、保護地域の健全性の改良とそれらを効果的に管理する能力の改良が伴わなければならない。管理の効率性に関する WCPA の枠組みや関連するシステムを通じて改善がなされてきた。多くの場所で監視や評価のシステムが採用、実行される必要性があり、他方では、より包括的で、参加しやすい、入手しやすいシステムが必要とされ、それらの結果が計画や管理の修正に用いられる必要がある。それに加えて、生態学的、環境的、社会的、文化的、経済的指標に関する十分な情報に基づく管理決定が行われるように科学的技術的研究・投資が行われるべきである。特に、保護地域に対する気候変動の影響に注意が払われ、行動計画の作成、実行がされるべきである。先住民

の伝統的な知識が、認識され、活用されるべきであり、そして、参加型管理の下で資源が効果的に使われ、また、どのように文化的価値や精神的価値が自然的価値と同様に十分に認識され、適切に保護されるかについてのより明確な理解がされる必要がある。保護地域管理に求められている技術は、昔に比べてより専門的で広範なものになっている。IUCN 保護地域管理カテゴリーに関連して、保護の効果や管理の効率性のための新しい規則が必要とされる。IUCN 保護地域管理カテゴリーはその効果的管理のため文化的精神的要素のいっそう深い認識に基づいたものとなる必要がある。

重要達成目標 6 2015 年までに、全ての保護地域において効果的管理が行われるものとする

国際的行動

- ・生物多様性条約による、保護地域管理や関連する保護地域の効率に関する評価のメカニズム、特に、生物多様性の損失や生息地の分断、景観の破壊、気候変動の影響、病気の伝播、その他保護地域の完全性の重要な指標に焦点を当てる。
- ・保護地域の有効性の評価を行うための保護地域の人材育成を支援するドナーを求める

国家的行動

- ・政府および関連する行政が、他の利害関係者との共同によって、保護地域の状態やその重要な特質をチャート化するための定量的、実証的、持続的監視、評価システムを実行し、その結果を計画や管理決定に影響を与え、合意目標の進展に用いること。
- ・政府や関連する行政は、保護地域当局や先住民、地域共同体が管理の有効性を改良するための評価システムを実行する方策を得られるようにする。
- ・政府や関連する行政は、他の利害関係者との共同によって、保護地域に対する法的またはその他の関連するふさわしい基礎を確立し、実行する。
- ・保護地域に関する気候変動などの重要な変化や、その地域における計画の採用を評価する。
- ・人材の募集、訓練、必要な全ての技術や専門知識を確保するための継続的な専門的自発的開発プログラムや基準を確立し、保護地域当局や他の関係団体が入手できるようにし、HIV/AIDS によるスタッフの減少を最小限にし、このプログラムへの投資の見返りを維持するように確保する。
- ・ボランティア発展プログラムの確立、発展、維持のための資源が手に入るようにする。
- ・保護地域スタッフのための人間資源政策とプログラムの開発。
- ・各保護地域に対して、明確なシステムや報告の確立、会計監査や会計処理を奨励することによって、透明性や説明責任の確保を奨励する。
- ・広域的な保護地域の概観をとおして、基準となるデータを作成するプログラムを開発す

る。

保護地域当局の行動

持続可能で、資源を有効に扱い、地域共同体や他の組織を関与させるような、WCPA の枠組みと一致したモニタリングや評価システム実行の支援。その結果を、全ての関係団体が入手可能なものとし、全観点から管理の改良に利用する。

- ・ 保護地域管理者や他の利害関係者が、適切な基準で評価が行えるように適切な能力を手に入れられるように確保する。
- ・ 保護地域や共同体保全地域の管理に関連して、先住民や地域共同体に対する認可や適格性の評価の問題を解決する。
- ・ 科学、管理、技術、地域共同体、伝統的知見といった幅広い情報の利用を確保する。

モニタリングと評価システムに関して IUCN が主導する行動

WCPA や CEESP や CEL が参加する保護地域の統治に関するタスクフォースや TILCEPA(「先住民と地域共同体、公平性と保護地域」に関するタスクフォース)との協力の下、以下の事を行う。

行動：モニタリングや評価システムに対する参加型意思決定支援ツールを手に入れるようにし、保護地域の実効性を図るための重要な指標の開発を含め、全ての利害関係者による保護地域管理の有効性の改良に用いる。主担当：WCPA テーマ「管理の有効性の改良」

行動：参加型評価システムや効果的共同手法の研究に関する事例を確立し、普及する。主担当：WCPA テーマ「管理の有効性の改良」

行動：保護地域カテゴリーの判定、認証システムの確立と WCPA 地域委員会、特に、ヨーロッパ地域における試験運用。主担当：WCPA ヨーロッパ地域委員会

行動：参加型評価システムや保護地域当局の評価システムの検証の選択に関する指針の提供。必要に応じ関係する専門家や必要な資源の入手可能性への対応。主担当：WCPA 地域委員会

人材育成に関する IUCN が主導する行動

行動：WCPA「訓練」タスクフォースを WCPA「人材育成」タスクフォースへと改編し、第 5 回世界公園会議の人材育成に関する勧告の実施の指導に当たる。主担当：WCPA

行動：全ての水準で、利害関係者が最善の実践を手に入れ、共有し、それによって保護地域管理に十分な役割を果たせるよう「保護地域学習ネットワーク(PALNet)」を確立する。
主担当：WCPA テーマ「管理能力」、WCPA「人材育成」タスクフォース。

行動：国際組織、訓練機構やセンター、その他の組織を以下の目的のため調和させる。保護地域やそれによってもたらされる財とサービスが社会全体の福祉に決定的な存在であるという理解を進展させるためのより上位の意志決定者に向けたキャンペーンを準備し、実施する。保護地域当局や民間部門、地域共同体に根ざした組織の間の応答的（双方向的）訓練の設計と実行に向けたパートナーシップを推奨する。そして、保護地域管理の人材育成のための訓練組織やトレーナー同士の広域的なネットワークの確立と強化を促進する。
主担当：WCPA/CEE

行動：地方、広域、国家レベルで採用されうる全般的、世界的な保護地域スタッフの能力基準を確立し、推奨し、保護地域職スタッフとその訓練の有効性を改良し支援するための自己評価や基準に利用できるものとする。主担当：WCPA「人材育成」タスクフォース

行動：現在の伝統的手法による人材育成を個人や団体、社会全体の参加プロセスの変更にもとづいた訓練や人材育成に変更する活動計画を開発する。主担当：WCPA「人材育成」タスクフォース

行動：訓練に関する最善の実践モデルの役目を果たす学習センターの連携を進展させる。

行動：広域的な保護地域会議やセミナーの定期的な開催。

保護地域データベースに関して IUCN が主導する行動

行動：利用しやすい保護地域データベースを再設計し、更新し、維持し、全ての担当部局や関係団体が入手しやすいものにする。主担当：WCPA「情報管理」タスクフォース

管理の有効性を改良するためのゾーニングに関して IUCN が主導する行動

行動：異なる目標達成を実現させる保護地域内のゾーニング手法の、適切で効果的な利用の促進。生物圏保存地域を含め、ゾーニングシステムの実行から得られた知見は、まとめられ、普及されなければならない。主担当：WCPA テーマ「管理の有効性」

行動：民間の保護地域が、国の保護地域に対して補完的な役割を果たしている例を特定する。

管理カテゴリーに関して IUCN が主導する行動

行動：自然と文化の相互関係に関する明確な認識を確立するために、現在の管理カテゴリーを再検討する。

現在、保護地域の管理者や他の主要な利害関係者は、効果的に地球変動に関する難題に直面するための十分な知識や技術、能力、道具を持っていない。今求められている技術や能力は、過去のものよりもより専門的で幅広いものである。それゆえ、個人や団体、社会レベルで能力の強化が重要な優先事項となる。

重要達成目標 7 全ての保護地域は効果的な管理能力を持つこと

国際的行動

- ・ 訓練組織や卓越した地域センター、その他人材育成に関係する団体の国際的なネットワークを確立し、強化する。
- ・ 保護地域の環境的、経済的、文化的、社会的、価値や利益について、高度な意思決定を行う人々の理解を向上させることを特に取り扱う手法を促進する。
- ・ 世界中の人材育成や訓練に特化した全ての団体の目録やデータベースの開発を促進する。そのデータベースは保護地域管理に役立つ学習補助教材も含むべきである。
- ・ 会合を必要としない学習機会の工夫（通信教育、学習ネットワーク、実践的なオンザジョブ・トレーニング）

国家的行動

- ・ 非公式教育機関と公式教育機関とのつながりを促進し、人材育成プロセスの有効性を高める。
- ・ 全ての保護地域関係者の適切な人材育成を保証する国家的戦略やガイドラインを開発し実行する。その戦略は長期的な訓練プログラムと参加プロセスや普及、教育、啓蒙を促進するような特別行動を含むべきである。
- ・ 全ての必要な技術や専門知識を当局や他の関連団体が手に入れることができるよう、人材の募集や訓練、継続的な専門プログラムを確立する。

保護地域当局・地域的な行動

- ・ 条件を整備し、保全活動における先住民や地域共同体、地方の利害関係者の効果的な参加を確保する。地域共同体が効果的に関与することができるような人材育成に着目すべきである。

- ・それぞれの保護地域が、管理者やスタッフのための人材募集や訓練、継続的専門開発計画やプログラムを持つようにする。

人材育成に関して IUCN が主導する行動

- ・保護地域に関する人材育成の発展や評価のためのガイドラインの提案。主担当：WCPA「訓練と保護地域」タスクフォース

結論 5 自然資源や生物多様性の保全において、先住民や移動民族、地域共同体の権利が認められ、保証される

移動民族¹を含む、先住民や地域共同体は世界の主要な生物多様性の高い地域に生活している。彼らの物質的、文化的、精神的生存や福祉は、彼らの伝統的な土地や領域や資源の保持の保証とその複合的な関係性の維持に非常に複雑に結びついている。国際社会は、持続可能な開発における彼らの重大な役割を認識した。先住民の知識は、自然景観や資源、特別な地域、種、聖域や墓地などを含む彼らの文化や知的遺産の根源的な部分をなす。にもかかわらず、彼らの役割や知識、慣習法はしばしば、自然保護社会の全てのセクターによって軽視され、低く評価されている。

多くの場合、保護地域は、先住民や移動民族、地域共同体の権利に対して、特に、土地や領域や資源に対する権利やそれらに影響を及ぼす活動を自由に同意する権利に対して、適切な配慮や敬意なしに設定された。しばしば、先住民は設定された保護地域から追い出され、それによって、彼らの土地との関係性と文化との完全性を切断されている。実際、先住民や地域共同体はしばしば、負担に耐え、わずかな利益を保護地域から得ている。多くの過ちがなされ、いまなお続き、2004年に終わる「世界の先住民族の10年(World Decade of the World's Indigenous People)」の目標達成が求められているということが承認される中で、我々は、先住民族や地域共同体に影響を与える政策の有効性や知恵を再評価する必要に迫られていると信じている。

重要達成目標 8 現在及び将来の全ての保護地域は、先住民や移動民族、地域共同体の権利を十分に遵守して、管理、設定されるべきである

¹ 先住移動民族（例えば、遊牧民、牧畜民、移動農家、狩猟採集生活者）というのは、ここでは、その生活が広範囲な慣習的権利や自然資源に依存し、その移動が持続的土地利用や保全に関する管理戦略と文化的独自性についての独自の資源を有している先住民族の集合を意味する

重要達成目標 9 保護地域は、先住民や地域共同体の権利や関心と調和した管理のもと、かれらによって選ばれた代表性を持つべきである

重要達成目標 10 2010 年までに、自由やインフォームドコンセントなしで保護地域に組み込まれた先住民の伝統的な土地や領域の返還への参加メカニズムが確立し、実行される

国際的行動

- ・ 生物多様性条約第 7 回締約国会議は、第 8 条(j)、10 条(c)、及び関連規定の精神と内容の実行を確保し、これらの規定が求める内容の将来的な実現のため先住民や地域共同体と協働する。
- ・ 国連組織を含め、先住民や移動民族や IUCN の代表など様々な関係団体は、例えば「真実和解委員会(Truth and Reconciliation Commission)」のような国際メカニズムを確立し、議論し、不平等をただし、先住民や移動民族と保護地域との間の調停や協働を促進する。
- ・ 2003 年 5 月に出された世界公園会議勧告(E/C.19/2003/22)の実現のため、「先住民の課題に関する常設フォーラム(The Permanent Forum on Indigenous Issues)」が取り組む
- ・ 地球環境ファシリテーターや世界銀行グループは、「重要生息地政策(Critical Habitat Policy)」に基づく環境に関する賠償手法を含む、先住民に関する政策の修正案(ドラフト OP 4.10)が先住民の権利と十分一貫性を持ち、その資金供給による保全活動が、先住民や地域共同体の権利を尊重するよう確保する。
- ・ 移動民族が、彼らの土地の共同管理や自己管理するための保証と十分な権利をもち、エコツーリズムなどによって、自然資源から平等な利益を得ることができ、彼らの慣習法が国内法において尊重され、認められるように確保する。
- ・ 移動民族共同体の集合的権利や慣習的な権利を認め、先住移動民族の資源管理システムの完全性を尊重する。
- ・ 保護地域統治の形式のひとつとして先住移動民族共同体による保全地域を認め、その伝統的、発展的組織や慣習的基準を強化する。
- ・ 伝統的に生活しその地域を利用している先住移動民族による、国境横断的な移動と保護地域の国境を越える貿易を促進するための政策を推奨する。

- ・各政府が、1994年に、「人権の推進及び保護に関する小委員会」において採択された「先住民の権利に関する国連宣言案」を承認し、批准し、「独立国における先住民・部族民に関するILO第169号条約（ILO Convention No.169 concerning Indigenous and Tribal People in Independent Countries）」を効果的に実行するよう促す。

国家・地方的行動

- ・先住民や地域共同体の土地、領土、自然資源に対する慣習や権利を承認する。
- ・地域共同体保全地域の貢献や地位、それに関連した自然資源の保護や管理、先住民によって所有され、計画され管理されるタイプの保護地域をIUCN保護地域管理カテゴリーの中で公式に認める。
- ・先住民に影響を及ぼす現在の自然保護法制や政策の再検討を行い、全ての国が先住民や移動民族、地域共同体の効果的な参加や関与を確保するための調和的なやり方で、全ての団体が行動するようにする。
- ・先住民や地域共同体が、十分に効果的に参加した上で、彼らの神聖な場所を管理する法律や政策を採用し実行する。
- ・先住移動民族が伝統的に生活する地域の重要な生活システムとして、また、自然保護に関連する伝統的生活様式として、移動生活の重要性を認める。
- ・先住移動民族の移動経路など伝統的な土地の完全性を保存し、修復させる。
- ・先住民、移動民族同様に地域共同体の保全活動や保護地域管理への効果的な関与と能力を育成するプログラムの開発。
- ・先住移動民族の共有権資源への依存を認識し、彼らの移動や様々な生活様式、生計、資源への権利や土地所有、慣習法やダイナミックな土地利用に基づいた順応的管理手法の採用と促進。
- ・移動民族の利用権や資源管理の実践、季節的な一時的権利、移動のためのコリドー、保全目標を達成する移動利用を含む、移動民族の特別な必要性にあわせた保護地域や共同体保全地域管理の採用。

- ・ 主流の科学も補完した上で、先住移動民族の伝統的知識や組織、慣習法の利用や資源管理実務を尊重し、奨励し、完全なものとする。共通の保全目標を設定する。保護地域の開発や関連する政策が地域の知識に基づいて評価され、その評価は先住移動民族の組織を通じて実行されるよう確保する。
- ・ 先住移動民族が保全し伝統的に関与し、持続的に利用してきた、土地や領土、資源であって、自由意志や、優先権、インフォームドコンセントなしに保護地域に組み込まれたものの返還に関する先住移動民族の権利を認め、保証する。特に移動経路は適切に回復させられるべきである。
- ・ 保護地域内及び周辺での移動民族と定住民族との間の文化横断的な対話と衝突の解決を促進する。

保護地域当局の行動

- ・ 全ての保護地域当局は先住民や地域共同体の権利を十分に認め、尊重する以下のような手法や政策、実務を採用するよう奨励される。彼らの声が聞き入れられ、意思決定に際し尊重されるよう確保する。伝統的知識や発明、実践の取り入れ。利益、権限、責任の平等な配分を確保する。相互に受容可能なインセンティブメカニズムの奨励。
- ・ 全ての保護地域当局は、保護地域の設計や管理への先住民や地域共同体の意味のある参加を保证するメカニズムを開発し、採用する。
- ・ 保護地域当局は、先住民に対する自由で、優先的な、インフォームドコンセントと利害関係者との協働によって、コミュニティー保存地域や、保護地域の正式な共同管理、または、先住民が所有し管理する保護地域についての認識を支援することが推奨される。

先住民と地域共同体の関与に関して IUCN が主導する行動

以下の行動は全て、先住民や地域共同体によって選ばれた代表との十分なパートナーシップのもとに行われるべきである。

行動：先住民や地域共同体の保護地域への関与（保護地域の特定、設立、管理や伝統的知識の利用に関する役割を含む）についてのガイダンスや最良の実践が作成され、全ての団体に普及される。（アクション 33 と関連する）**主担当：**WCPA/CEESP TILCEPA

行動：保護地域当局に効果的に関与するための地域共同体の人材育成に向けた支援メカニズムの確立。主担当：WCPA/CEESP TILCEPA

行動：地域共同体保全地域や共同管理地域、あるいは先住民所有の保護管理地域に関する先住民、地域共同体、当局への支援を提供する。主担当：WCPA/CEESP TILCEPA

行動：先住民や地域共同体の権利を尊重するための国内法、政策、保全プログラムの改正に関する助言の提供。主担当：WCPA/環境法委員会/慣習法部会

行動：先住民の権利や保護地域の共同管理に関する訓練組織の強化や地方当局の訓練施策の調整。主担当：WCPA「トレーニング」タスクフォース

行動：第1回世界自然保護会議の決議1.53「先住民と保護地域」やIUCN/WCPA/WWF,1999,「先住民、伝統民族と保護地域：原則とガイドライン」の再検討の実施を、先住民や必要な人々によって選ばれた人の十分な参加のもとに行い、必要ならば1999原則とガイドラインを改正する。主担当：WCPA（再検討には前回の勧告を担当した部門も追加する）

行動：IUCN やそのメンバー、他の自然保護団体は協力し、国連先住民族問題常設フォーラムやその「自由、優先権とインフォームドコンセントに関するワーキンググループ」に従って行動する。IUCN は国連常設フォーラムの勧告に関する進展についての報告を国連常設フォーラムに提出する。

- ・地域生態系についての女性の知識を認識するとともに自然資源管理に関する意思決定の際の女性の役割の承認と強化を行う
- ・貧困層の多数を占める、女性の能力開発と重要な利害関係者としての関与に対する特別なコミットメント

行動：保護地域管理と保全における性差という視点の重要性についてのガイダンスと最適な施策例を作成し、広く普及する。主担当：WCPA

結論6 若い世代の参加

現段階では、保護地域の運営と管理のどのレベルにおいても、若い世代の関与が不十分である。若い世代をもっと効果的にこれらの試みに引き込むことが必要である。政策決定、戦略的な計画づくり、プログラムづくりに、若い世代の意見を取り込むことは、保護地域の持続的な将来を保証するために欠かせないものである。

したがって、私たちは、政府、非政府組織、多国間組織、二国間組織、他の全ての関係組織に、若い世代の意見や視点をそれらのプロセスの中にも含めるよう強く勧める。

重要達成目標 11 保護地域の運営と管理における若い世代の参加を広げ、全体として保護組織に貢献し、これらを拡大できるように彼らの能力向上のための措置をとる

国際的行動

- ・ 若者の専門的能力の向上、特に発展途上国における若者の参加に対するインセンティブの増加、保護地域の広い支援の確立、世界レベルでの様々な分野の若者間のパートナーシップの感覚を養うことに対する有効な基盤を強化する。
- ・ 途上国の国民が自国の保護地域に関連した研究を行えるよう資金を動員する。
- ・ 国の保護地域政策や法律の支援のため、最も高い政策決定者への接触のため、IUCN のパトロンや国連大使のような著名な人を動員し引き込む。

国家的行動

- ・ 全ての政府は全ての教育体系において、環境教育をカリキュラムの一部として含めるように奨励されなければいけない。
- ・ 全ての政府は、インターンシップ、フェローシップ、交流プログラム、高等教育機関などの若い世代が専門能力をつけるきっかけとなるものに対して、財源を増加しなければいけない。
- ・ 公園に関する積極的な保護メッセージの宣伝を拡大させるためのターゲットである若い世代からのサポートを得るため、若い世代から地域のオピニオンリーダーを探す。

地域的行動

保護地域管理のすべての面において若い世代の参加を推進する。

若い世代の参加に関して IUCN が主導する行動

行動： IUCN 世界保護地域委員会 (WCPA) による世代間統合に関するタスクフォース (これにより、各組織や機関が意思決定に老若の世代の参加を勧める包括的な活動プログラムを 2 年以内に開発する予定) を設立するよう IUCN 委員長に求める。このタスクフォースは 10 年間 WCPA の参加のもとモニタリングを提供する。主担当：WCPA

行動： 2 年以内に、IUCN 委員会と顧問組織の中に、若い世代の代表の設置を容易にするプログラムを開発する。主担当：WCPA

行動： 意思決定プロセスへの若い世代の参加能力を強化するため、専門能力を身につける

動機となる、インターンシップ、フェローシップ、南北、南南交流プログラム、地域トレーニングセンター、高等教育機関などに対する、財源の増加の約束を推進、支援する。主担当：WCPA,CEC

行動：保護地域のために多大な貢献をした個人や組織に与える WCPA 自然保護賞を創設する

行動：教育体系の各レベルにおいて、保護地域に関する環境教育をカリキュラムの中を含めるように政府に要求する。主担当：WCPA,CEC

結論 7 保護地域のための他の分野からのより大きなサポートを得る

様々な分野の人々の間において保護地域の保全に関する、共通の問題を提起し、確認する必要がある。これによってさまざまなパートナーシップの発展という結果を生むことが期待される。保護地域そのものの本来の価値、先住民や地域コミュニティの利益のための価値、市民社会のための価値に、多くの人々が気づき、理解することに、将来的な行動の焦点をあてる必要がある。きれいな水や放牧地、沿岸域と外洋の海洋生物群の持続的な貯蔵庫、陸地と大気からの汚染吸収の緩衝地など、環境的なモノとサービスを提供する保護地域の役割は、さらに研究され促進されるべきである。保護地域と、神聖で霊的な側面も含む地域や社会の文化的遺産の優れたつながりが認識される必要がある。また、持続可能な発展と生物多様性の保全に保護地域が貢献できる方法も提示される必要がある。

貧困地域共同体の多くは、保護地域の中やその周辺にあり、またそれは先住民の領地とも重なっている。彼らは、健康や教育その他のサービスから最も離れたところにおいて、保護地域の外側への野生生物の移動によって被害を被り、時には、保護地域そのものから影響を受ける。地域の持続的な発展は、保護地域のより効果的な管理と共に進められなければならない。たとえば、環境に配慮した観光、持続的な沿岸漁業や水資源管理のような自然資源の持続的な利用を通じた雇用の機会が認識されるべきである。資金の流れのバランスについては、先住民や地域共同体に全ての負担を負わせ、国や世界中が利益を得るということを防ぐ必要がある。

保護地域の管轄者やスタッフは、子供や若者を含む全ての年代の人々、男女、先住民、社会を構成する全ての民族と関わることを保証することが大切である。包括的なアプローチが新たな方法とならなければならない。保護地域内外のコミュニティや個人に保護地域の利益が渡るよう、ボランティアが、大きな役割を果たしつつ発展しなければいけない。

保護地域への訪問者は増加しており需要は続きそうである。これによって多くの良い効果があることを気づくことが重要である。たとえば、収入の増加、世界の最も重要な地域とその地域の文化的価値の認識、地域共同体が地域資源の大切さに気づくこと、環境へのダメージとコストを最小にすることなどである。

重要達成目標 1 2 主要な利害関係者からのサポート

国際的行動

- ・ 世界規模の条約や会議は、保護地域から利益を得たり影響を受けたりする全ての団体が、新たな保護地域に関する問題の解決に積極的に参加することを確実にしなければならない。これには、自然資源の利用に伴う利害関係者を含むべきである。
- ・ 保護地域に関する生物多様性条約計画の下、能力向上のためのトレーニング組織の国際的なネットワークをつくる。

国内・地域行動

- ・ 保護地域に影響を与える政策を全て見直す。政府や、権限を委譲された機関によって行われる行為が、経済、社会政策と保護地域の目標の間の補足的なものであるかどうか確かめる。保護地域に影響を与えたり与えそうである政策や活動は禁止されるべきである。
- ・ 望ましい土地利用や、プログラムの選択肢のツールとして、戦略的環境アセスメントや複合基準分析の使用を促進する
- ・ 政府や権限を委譲された機関は、それぞれの計画フレームワークと活動プログラムにおいて、(広い意味での) 貧困の緩和、自然破壊の防止、より持続的な基盤での生産、消費パターンの変化など、保護地域のためのスキームを開発すべきである。保護地域は、社会経済の発展のための自然資源の管理と保護を行う場所として扱われるべきである。これには、保護地域、水、エネルギー、森林、農業、漁業、鉱業、観光業に対する責任をもつ機関を含むべきである。
- ・ 政府や地方自治体は、地域共同体の保全努力に支えられた先住民の領地を認識し、公園の境界線を定める。
- ・ 政府や権限を委譲された組織は、保護地域からの利益の持続的な利用を達成するための経済的な手段の開発や改良を行う。
- ・ 政府や権限を委譲された組織は、保護地域における経済活動、社会的福祉、環境的なモノとサービスの提供といった保護地域の総価値を経済評価指標(機会費用を含む)に組み込むような方法を紹介する。
- ・ 政府や権限を委譲された組織は、保護地域管理のインセンティブや、規制体系を備えるべきである。保護地域の生物的、景観的、文化的な多様性の維持と改善に対する積極的なインセンティブが、開発され、実施されるべきである。持続的な発展計画における保

護地域管理のインセンティブとして、地域、流域の戦略的なイニシアチブが提供されるべきである。

- ・ 政府は、国家レベルの計画の中に、保護地域の役割および価値を位置づけ、保護地域に関する間違ったまたは適切でない決定に対する経済的社会的ペナルティを課すべきである。保護地域管理の責任の共有に対する政策と枠組的なルールを設定する。
- ・ 保護地域に生活を依存している利害関係者に、経済的インセンティブを提供するメカニズムをつくる

保護地域管理当局の行動

- ・ 保護地域当局が、関係機関との共同によって作る行動計画では、政治家、その他の意思決定者や彼らのアドバイザー、ビジネス、社会的、文化的グループが狙いとする場所で、保護地域の目的、価値、利益を高める。その行動計画の中では、意思決定プロセスに参加する様々な立場の人々の中から将来のリーダーを決めるということが重要である。これらの行動計画は、地元及びより広い地域で発展され、保護地域が経済および社会の計画の中の資産として統合されるようにする。
- ・ 保護地域を地域や国の持続的な発展計画の中心に確実に据えるために、ビジネスとその他の利害関係者のパートナーシップを発展させる。
- ・ 保護地域の優先性とその理由を利害関係者、意思決定者に重要な明確に指摘する。
- ・ 保護地域の目標、目的、計画とその実施の決定や改善を相談するプロセスの一部を主要な利害関係者（消費者も含める）に行ってもらおう。
- ・ 保護地域が社会に提供している生命維持システムに関して、保護地域の不適切な保全と管理によって社会が支払うコストを明らかにする。
- ・ 最初の提携段階において、保護地域が引き起こす可能性のある、社会的、経済的、政治的な混乱や分裂を明らかにする。
- ・ 保全ボランティアプログラムの発展のために、地域共同体とボランティア組織のパートナーシップを推進する。
- ・ 洪水や旱魃のような、災害の修復を行う必要のある保護地域において、地域の雇用や収入の創出、再生可能資源の持続的利用の奨励、共同体保全地域を通じての、持続的な生計と保護に、先住民や地域共同体が貢献することの奨励、保護地域の共同管理、その他の参加方法など、保護地域の役割に対する戦略と行動を発展させる。
- ・ 保護地域によってもたらされるモノとサービスの市場を創出するプログラムをつくる。

保護地域の利益の普及に関して IUCN が主導する行動

行動：保護地域の社会に対する役割や利益が、多くの言語で明確になされるようにする。

主担当：IUCN 保護地域プログラム

行動：保護地域の利益を説明する方法論が積み重ねられ広められるようにする。主担当：IUCN 環境経済アドバイザー

行動：保護地域の役割や、利害関係者と先住民、地域共同体の十分に効果的な参加とによる、持続的な保護への積極的な参加について、いろいろな国の主要な利害関係者によって決められた協定を作成、承認する。主担当：IUCN 事務局長、IUCN 理事会、WCPA 委員長、CEESP 委員長

政策、動機、規制に関して IUCN が主導する行動

行動：保護地域の活動に関する政策、インセンティブ、規制の効果的、非効果的な事例を収集し普及させる。

行動：保護地域における、補助金、土地利用、その他の経済活動の良い効果は最大限にし、悪い効果は最小限にする行動計画を作成する。主担当：IUCN 地域オフィス、WCPA 地域事務所

対立の解決に関して IUCN が主導する行動

行動：対立を解決する手順の利用について、助言、指導、訓練を提供する。主担当：世界保護地域委員会テーマ「公平性と人々」

保護地域の拡張に関して IUCN が主導する行動

行動：沿岸、排他的経済水域、公海における海洋保護区の発展をサポートするために漁民、漁業当局の両方に働きかける。主担当：WCPA 「公海」ワーキングチーム

行動：積極的なボランティアプログラムを奨励するために、ボランティアの紹介と組織のネットワークの創設を先導する。主担当：IUCN CEESP

行動：沿岸、地域海、公海における海洋保護区の発展をサポートするために漁民、漁業当局の両方に働きかける。

能力向上に関して IUCN が主導する行動

行動：保護地域の管理に関係する訓練や能力の向上を専門としている世界中の組織のリストを作成する。

結論 8 伝統的、進歩的アプローチの保護のための潜在的価値を認識し、改善

された統治

統治とは、すなわち、リーダーシップのことであり、権力、ビジョン、約束を共有することである。それは、私たちが今どこにいるかということを超えて、私たちがこれからどこに行こうとしているのかということを考えることである。統治とは、そこにたどりつく手助けをしてくれる制度であり、枠組みである。統治とは、各制度が、責任のある権限に対して実行することである。そして、これらの制度、地域共同体、利害関係者の間の関係であり社会に対する説明責任のことである。つまり、統治とは、世界中の保護地域の保全にあたっての中心であり、それらが現在も将来もよい状態でいられることの基本である。

統治の基礎は、多くの人々が描く人間の基本的な価値の根本にあたる。それは、包括性、意思決定に貢献できる平等な機会、保護地域からの利益や影響を受けるすべての人々の意味ある参加という要素を含んでいる。また、透明性、リーダーシップ、実績、アカウントビリティに対しての制度上の価値基準も含まれている。

政府による運営、共同運営、民間による運営、慈善団体による運営、地域共同体による運営など、保護地域の統治制度は常に発達し、また運営の平等性や一貫性は世界中で著しく異なる。これらの理由から、価値基準の適用を改善すること、地元の声や伝統を含め、地方分権した組織のチェックアンドバランスの機能を保つこと、実績や説明責任性を要求すること、最も洗練された、新しい制度においても起こり得る悪習を取り除くことなど、強い要求がある。

今後10年に対する私たちの方向は、保護地域の統治を強化することを目指して、ビジョンを改善、共有し、私たちの進歩を海図に表現するメカニズムを提供し、より良いものを作り上げていく力つけることに焦点を置く。

重要達成目標 13 全ての国において効果的な統治システムを実施

国際的行動

- ・ 全ての保護地域において、望ましい統治方法の5原則(合法性と発言、パフォーマンス、アカウントビリティ、公平性、方向性)の実施を推進する。統治に対する参加型の評価ツールを提供し、世界遺産条約、ラムサール条約、生物多様性条約や、それぞれの保護地域と保護地域システムの実施において、その利用を推進する。
- ・ 国連環境計画 (UNEP) や世界自然保護モニタリングセンター (WCMC) をサポートし、特に、現在脅かされている保護地域において、地域共同体による保全地域に関する積極的な成果をあげている地域の多くの統治タイプについてのデータを獲得し、整備する。
- ・ 様々な運営モデルの比較解析を推進する。異なるモデルの効果を同じ条件で同じ脅威のもとで評価し、「望ましい統治」という観点でどのように異なるのかを評価する。
- ・ 河川流域のような、国境をまたいだ保護地域や国境をまたいだ資源の統治をサポートす

るための地域の協定や運営の仕組みを推進する

国家的行動

- ・ 特に関連利害関係者と共に参加型評価の実行を通して、関係する保護地域の内容に沿った「望ましい統治」原則に対する広いコンセンサスを図る。そしてこれらの原則を、21世紀の保護地域が直面している問題を扱う際に適用する。
- ・ それぞれの内容に沿った望ましい統治原則の理解と適用の普及にむけて、保護地域の組織とスタッフと、広く社会の能力向上を推進する。
- ・ 基礎訓練と自然資源管理者の再講習の実施、国内・国際相互訪問の促進、共同学習イニシアチブの奨励を含む様々な保護地域の統治タイプを広め、維持する能力の向上を推進する。
- ・ 保護地域と、河川の流れや森林バッファゾーンなどの周辺地域との相互関係を改善し得る計画、統治の仕組みを促進する。

地域的行動

- ・ 先住民、地域共同体、その他の地元利害関係者の保護への有効な参加手段を改善する。合法性や透明性が確保された上で、地域共同体が効果的に参加し、必要に応じてリーダーシップをとる能力を身につけることに焦点がおかれるべきである。
- ・ 多くの保護地域統治モデルの地域における実地研究を推進する。
- ・ 統治メカニズムの評価と改善において、保護地域当局や他の主要な利害関係者の関与を得る。

IUCN が主導する行動

行動：WCPA（世界保護地域委員会）、CEESP（環境経済社会政策委員会）、CEL（環境法委員会）のメンバーと事務局のサポートにより、保護地域の統治に関する委員会間のタスクフォースを設立し、関連する経験を収集し、組み合わせ、交換を行う。主担当：保護地域運営に関する WCPA/CEESP/CEL 新タスクフォース

行動：IUCN 保護地域管理カテゴリシステムに、様々な保護地域の統治タイプを反映させる。主担当：WCPA テーマ「管理能力」

行動：2004 年の IUCN 世界自然保護会議への提案として、望ましい保護地域統治に関する規定の作成をすすめる。主担当：保護地域管理に関する WCPA/CEESP/CEL 新タスクフォース

結論 9 保護地域の価値や必要性に見合った大幅な資金強化と確保

過去 10 年における、保護地域の活動に使用可能な資金の増加は、多くの国で小さなものだった。同時に、保護地域の数と面積は増え、関係者の扱わなくてはならない問題はますます複雑になった。多くの国において、利用可能な資金は保護地域の効果的な保全と拡大に適した規模ではなく、保護地域が社会にもたらす環境的、社会的、経済的利益に見合うものではなかった。

政府は財源に関する決定の際には、保護地域が広くもたらす、社会的、経済的、環境的な利益を認識すべきである。保護地域の民間資金導入についての画期的な発想と行動、政府、保護慈善団体、民間セクターからの伝統的支援の強化が早急に必要とされている。WSSD（持続可能な開発に関する世界首脳会議）で設定された、2010 年までに生物多様性の損失速度を減少させるという目標を実現させるために、生物多様性条約や、GEF（地球環境ファシリティ）、世界遺産条約の実施に関して合意された資金メカニズムを、強化、普及すべきである。気候変動に対する（人間、自然両方の適応のための資源を含むような）適応計画が保護地域において確保できるように財源を設定すべきである。

保護地域の根本の価値を壊すことなしに、保護地域のための効果的な資金的インセンティブを創り出す意義深い挑戦がなされている。自然資源の持続的な利用を通じての所得創出は、保護地域における観光のさらなる発展のように、その機会を提供する。しかし、保護地域の全ての利益が認識されることはほとんどなく、利益とコストの適正なバランスをみることは難しい。効果的な資源配分確保のためと、現存する保護地域および新たに設定される保護地域の資金的な持続力向上のための、多様で画期的な方法を見つけることが早急に必要である。

重要達成目標 14 2010 年までに、世界の代表的な保護地域システムを認識し、設立するために、また、毎年の運営コストに見合うような十分な資金を確保する

国際的行動

- ・ 保護地域の保全と管理に必要な資金決定および計画の一貫性ある枠組みを確立するため、最も有効な情報を利用すべきである。2006 年までに、世界規模での信憑性のある資金要求の概算のために、国および公園からの概算を収集する必要がある。
- ・ 2006 年には、生物多様性条約と持続的な開発に関する世界首脳会議において国家間で合意された協定が、新たなまたは追加的な財源が先進国から途上国へ十分に提供されることにより、保護地域の統治に取り入れられるべきである。それによって、世界遺産リストに登録された「顕著な普遍的価値」を有する、世界的に主要な陸上、淡水、海洋の

バイオームを含む、効果的な保護地域ネットワークの保全と管理に貢献すべきである。2010 年までにはその必要性が明確にされたものについては、十分に資金が整っているべきである。

- ・ 保護地域の中や周辺で生活している地域共同体の利益のために、管理活動に関する地域の専門家の参加を取り入れ、公、民、共同体のパートナーシップを確立することで、条約の管理計画の目標を高める。
- ・ 保護地域によって供給される生態系のサービスの利益を得る民間セクターや組織は、GEF とその他の資金メカニズムを通して保護地域管理のサポートを支援するべきである。
- ・ 予算編成や財務計画の改善や、保全地役権、直接支払い、税額控除、その他市場基盤のインセンティブの革新的な方法を利用することによって、保護地域のコスト効率性を向上させることに大きな注意を払うべきである。

地域的行動

- ・ 政府は、効果的、効率的かつ平等な、地域の保護地域維持管理のための財源強化に貢献する現在の手段と新たな手段の強化に合意すべきである。

国家的行動

- ・ 2005 年までに、政府と民間セクターは、世界遺産地域を含む保護地域システムの運営のための必要な資金と不足額を明確にし、資金計画をたてるために、一貫性のある原則と手続きを取り入れるべきである。これらの評価は、国家的、世界的な財源強化目標合意の基礎資料となるべきである。
- ・ これらの概算にもとづいて、2006 年までに政府は、国内における保護地域システムを維持するための国家レベルでの持続的な財務計画を表明し、必要な規制、法律、政策、制度、他の手段を含め、これを実現させるべきである。
- ・ 政府は、保護地域が様々な（地域、国家、地球規模）レベルにおいて、産み出す全ての利益を、国家的、地域的、また定期的に評価すべきである。またそれにしたがって資金投資を増加させるべきである。
- ・ 政府と民間セクターの協力的なパートナーシップは保護地域の資金拡大と新たな資金調達のために利用されるべきである。
- ・ 保護地域内における所得の創出のため、またこれらの地域と人間社会に利益をもたらすために、税、貿易や市場の許可制、自然資源にダメージを与えるような行動を阻むような環境債のような幅広い制度が、使用されるべきである。
- ・ 収入を増加させるために、政府は適切な場所において、保護地域内の資源の利用を環境的に持続させつつ、規制された下での商品化を考慮すべきである。
- ・ 保護地域の社会に対する本質的な利益という観点における必要性から、保護地域の管理

- を改善し、収益の流れを増加させるため、政府は収益の流れを明確にするべきである。
- ・ 収益の流れは（水の供給のための流域、製薬と化粧品のための遺伝資源、訪問者のための秀逸した生物多様性の景色やイメージ、影響の小さい農林業、観光、娯楽などの増大するモノとサービスのリストから生み出されるべきである。
 - ・ 公的機関は貧困の削減と富の創出のために、保護地域がもたらす社会的、経済的な利益の認識をし、保護地域とのコンタクトをはかるべきである。
 - ・ 2006年までに政府は、第4回 GEF の増資において、保護地域と途上国の保護、認識されている資金不足を補えるだけの継続的な資金の増加を約束すること。

地域的行動

- ・ それが適当である場合には、保護地域当局と営利企業の協力的な取り決めが、保護地域管理の様々な資金的基盤を産み出すためになされるべきである。
- ・ 保全と貧困削減のための、資金的メカニズムと他の経済的メカニズムの創造的な連携、たとえば、保護地域管理に関する小規模ビジネスや雇用の創出（例：はだしの分類学者（地元の生物採集と標本作成にかかわる人々）、エコツーリズムサービスの提供、ガイドやその他のビジターサービス、伝統的知識の伝承者）と、保護地域の健全性の向上につながる支払いによる所得創出の機会などを考慮すべきである。
- ・ 保護地域の商業的利用者に、十分な長期にわたる保全と保護のコストを含む本当の利用コストにしたがった代価を請求することが考慮されるべきである。

保護地域の資源増加に関して IUCN が主導する行動

行動：保護地域の利益と保全価値に基づいた資金の増加を主張する人に支援材料を提供する。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動：特に途上国の保護地域へ資金を提供することに焦点をあてた先進国の産業界と企業体からあらたな追加的な国際的、地域的な資金的枠組みの論理的、説得性のある提案を整備、推進する必要がある。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動：保護地域の環境的ダメージを修復し、保護地域における責任ある民間投資（responsible private investment）を活性化させるための最良の財務制度、規制制度の実践に関する指導を行う。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動：海洋資源の一般的利用も含む、保護地域利用への課金の仕組みに関する指導を行う。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動：ガイドライン、指導教材、事例研究等、保護地域の全費用便益を評価する努力に対

するサポートを提供する。また、貧困と人間と野生生物の摩擦の修復に及ぼす影響に特に焦点をあてて、異なるグループ間のコストと利益の配分も考慮しなければならない。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動： 公的 民間セクターのパートナーシップに関するアドバイスを提供する。(主担当：WCPA「財政」タスクフォース)

行動： 保護地域システムの運営のために必要な資金の正確な評価と計画の実現に関する指導を、さまざまな分野における専門家とともに活動する。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動： 保護地域のビジネス計画のための補助を提供、推進する。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

行動： 保護地域管理に関するリーダーシップ、技術、能力などに基礎をおく保護地域当局の能力強化に対する現在の努力を継続させる。

行動： 現在行われている、世界の貿易制度における環境影響の評価において、保護地域に与える貿易政策の影響を評価する。

行動： 先住民と地域共同体の権利の利益を認識するプログラムを実現させるための資金的、革新的なメカニズムを構築する。主担当：WCPA「財政」タスクフォース

結論 10 保護地域の役割と利益に関する普及と教育の改善

保護地域の利益を伝達することは、共通の開発課題にとって必要不可欠である。双方向のコミュニケーションと意思決定プロセスにおける利害関係者の参加は、保護地域関係者が利害関係者の認識、課題、要求を理解する手助けとなり、利害関係者を保全活動に引き入れることにつながる。メディアとの強い関係を含む、保護地域に対する全てのセクターからの幅広い支援を得るために、コミュニケーション戦略が作成される必要がある。コミュニケーションの努力は保護地域の管理目標をあと押しするはずである。

保護地域のコミュニケーションに関して IUCN が主導する行動

行動： IUCN の専門家とネットワークが有する知識へのアクセスを円滑にする。主担当：IUCN 教育コミュニケーション委員会 (CEC)

行動：全ての関係団体・関係者に、学んだ経験を良い点も悪い点も伝える。主担当：IUCN 教育コミュニケーション委員会（CEC）

行動：専門的、技術的用語を日常用語に直す。主担当：IUCN 保護地域プログラム

行動：戦略的な参加型コミュニケーションの効果的な参加のため、保護地域の能力向上のためのガイドライン、手段、訓練を提供する。主担当：IUCN 教育コミュニケーション委員会（CEC）

行動：主要な利害関係者を保護地域の支援に引きこむために参加型マルチメディアコミュニケーションプログラムを立ち上げる。特に、

- ・ 国や地域において主要な政治的、行政的地域にいる政策決定者のための特別プログラム
- ・ 保護地域の支援の強化について都市住民ができる役割に関する特別プログラム
- ・ 地域共同体のための特別プログラム（女性、子供と若者、少数派グループや社会的弱者）

主担当：保護地域当局と NGO

行動：世界、国、地域の主要な政治的、行政的地域にいる政策決定者、および IUCN 会員とパートナー団体に向けた特別プログラム。主担当：IUCN 教育コミュニケーション委員会（CEC）

行動：文化と言語の多様性を考慮に入れた先住民の視点からのコミュニケーションの計画の策定と実施。主担当 IUCN 教育コミュニケーション委員会（CEC）

行動：代替メディアを重視した先住民の言語によるコミュニケーション計画の実施。主担当：IUCN 教育コミュニケーション委員会（CEC）、TILCEPA

行動：保護地域の自然的、文化的、精神的価値に関する解説および教育における先住民の知識と教育システムの統合

アクションプランの実施

本行動計画は効果的な実施が求められている。そうでなければ、第 5 回世界公園会議の努力が無駄になってしまう。第一に、行動計画には IUCN 会員の支援が必要であり、IUCN 会員の唯一の公式会合である、2004 年の世界自然保護会議における議論と承認の対象とならなければならない。

この行動計画の中のダーバン宣言のための行動と結論と重点目標が達成されるためには、多くのパートナーの積極的な参加と協力が必要とされている。

- ・ 国際的レベルでは、主たるパートナーは、国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、UNESCO、生物多様性条約(CBD)、地球環境ファシリティ(GEF)、世界観光協会であり、また、WWF、TNC、CI、Bird-life-International、先住民、地域共同体とそれらの代表組織を含む IUCN の主要なパートナーの協力と参加が必要である。
- ・ 広域レベルでは、アフリカ平和公園 ヨーロッパ共同体、保護地域に関する中央アメリカ会議、新たに設立されたラテンアメリカ、ポルトガル及びスペイン、先住民の RIPANAP ネットワーク、地域コミュニティとそれらの代表組織などの、多くの地域計画、地域パートナー組織との協力が必要である。
- ・ 国家レベルにおいては、多くの政府の部局は全ての経済部門、土地利用、水利用の利害をカバーする役割を担う。加えて、ランドスケープと生物多様性の保護のための慈善団体や民間団体、それらの持続的利用のための組織、先住民や地域共同体とそれらの代表組織の関与も必要である。
- ・ 地域レベルでは、多くの利害関係者グループ(正式に設立されているグループも、非公式なグループも)は保護地域のさまざまな利益を提起しているが、とりわけ先住民や地域共同体は権利者や、代表組織との参加が必要である。

最後に、ダーバン宣言、ダーバン行動計画、決議のモニタリングと評価への参加メカニズムが作られる必要がある。

それらは、私たちが議論した未解決の事項である。決定に賛成し、私たちの活動の実施が全ての組織によって支援されるようにするためには対話が続けられなければならない。